

令和8年度

# 港区中小企業デジタル技術導入促進補助金 交付要項

## ○申請方法

以下のいずれかの方法で申請してください。



### ① オンライン申請

右記の二次元コードから本補助金ホームページにアクセスの上、【補助金ホームページ】  
オンライン申請リンク先をクリックし、申請してください。

※ 法人は「商業登記電子証明書」、個人事業主は「マイナンバーカード」等が必要です。

### ② 郵送申請

#### ア) 申請書の取得

港区立産業振興センターホームページから申請書一式ダウンロードしてください。

URL: <https://minato-sansin.com/digital/> (上記の二次元コード) と同じリンク先)

#### イ) 申請書の作成・添付書類の準備

ダウンロードした申請書に必要事項を記入し、申請要領を参照の上、必要書類を  
すべて揃えてください。

#### ウ) 申請書類の提出 (郵送)

## ○申請期間

令和8年5月11日 (月) ~ 令和9年2月26日 (金) 当日消印有効

※ 申請期間内であっても予算の上限に達し次第、受付を終了いたします。

## <問合せ・郵送先>

港区産業振興課経営支援係「デジタル技術導入促進補助金」担当

〒108-0014 港区芝5-36-4 札の辻スクエア8階

電話：03-6435-4620

受付時間：平日9:00~17:00 (土・日、祝日は除く。)

## 1. 事業概要

ものづくり補助金※「製品・サービス高付加価値化枠（19次～23次）のうち、DXにつながる取組」、中小企業省力化投資補助金「一般型（第1回～第6回）」の額の確定を受けた、区内中小企業者に対し、区が補助金を上乘せ支給します。

※ ものづくり補助金：ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

### ●対象となる国の補助金

額の確定通知を受けた

ものづくり補助金（製品・サービス高付加価値化枠のうち、DXにつながる取組）

※ 19次～23次が対象

中小企業省力化投資補助金（一般型）

※ 第1回～第6回が対象

※ 今年度から、対象となる国の補助金を一部変更しています。

### ●補助金額・補助率

以下の計算式で補助金額を算出します。

$$(① - ②) \times 1/2 = \text{補助金額 (上限額は100万円)}$$

※ 税抜・千円未満の端数は切り捨て

①：国の補助金において補助対象となった経費

②：国の補助金の確定金額

【補助金額の例】

中小企業省力化投資補助金「一般型（第2回）」を申請し、事業経費全額が補助対象経費として額の確定を受けた。

計算式： $(① - ②) \times 1/2 = \text{区補助金額 (上限額は100万円)}$

①：国の補助金において補助対象となった経費「300万」

②：国の補助金の確定金額「150万」

$$(①300万 - ②150万) \times 1/2 = \boxed{75万円} \dots \text{区補助金額}$$

### ●募集枠

30者程度

### ●申請期間

令和8年5月11日（月）～令和9年2月26日（金）当日消印有効

※ 申請期間内であっても予算の上限に達し次第、受付を終了いたします。

## 2. 補助金対象者

以下の要件を全て満たす港区内の中小企業者が対象となります。

- (1) 法人については、区内に本店登記及び主たる事業所があること、個人事業者については、区内に主たる事業所を有すること。
- (2) 区内で引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業者であること。
- (3) 法人については、法人事業税及び法人住民税を、個人事業者については、特別区民税及び都民税を滞納していないこと。
- (4) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に該当しないこと。
- (6) みなし大企業でないこと。
- (7) 登記地がバーチャルオフィスでないこと。
- (8) 過去に本補助金の交付を受けていないこと。

## 3. 提出書類（データ）

- (1) 港区中小企業デジタル技術導入促進補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 提出書類（データ）確認シート兼同意書（区指定様式）
- (3) ものづくり補助金「製品・サービス高付加価値化枠（19次～23次）のうち、DXにつながる取組」、中小企業省力化投資補助金「一般型（第1回～第6回）」の以下の書類
  - 【採択時書類】  
採択結果履歴画面
  - 【交付申請時書類】  
交付申請フォームの入力後画面、事業計画書、交付決定通知書
  - 【実績報告時書類】  
実績報告申請フォームの入力後画面、実績報告書、経費明細書、各費目別の請求書及び振込依頼書等の支払いが確認できるもの、額の確定通知書
- (4) 法人の履歴事項全部証明書又は個人事業の開業届の写し若しくは最新の確定申告書
  - 【法人】履歴事項全部証明書（発行から3か月以内のもの。）
  - 【個人事業】開業届出書の写し又は最新の確定申告書
- (5) 法人事業税及び法人住民税又は特別区民税・都民税の納税証明書
  - 【法人】法人事業税及び法人住民税の納税証明書（都税事務所発行）
  - 【個人事業（港区民）】特別区民税・都民税の納税証明書（港区役所発行）
  - 【個人事業（港区民以外）】特別区民税・都民税 事業所課税の納税証明書（港区役所発行）
- (6) その他区長が必要と認める書類

## 4. 交付申請の流れ ☆：申請者が行う項目

- ☆ ① ものづくり補助金又は中小企業省力化投資補助金の額確定通知を受ける。
- ☆ ② 港区デジタル技術導入促進補助金を申請する。
  - ※ オンライン又は郵送での申請になります。
  - 申請方法は申請要領表紙をご確認ください。
- ③ 審査・交付決定通知書送付
  - ※ 申請内容を審査し、不備等があった場合はオンライン又は電話で連絡します。
- ☆ ④ 港区デジタル技術導入促進補助金請求書の提出
  - ※ オンライン又は郵送での提出になります。
- ☆ ⑤ 補助金の交付

## 5. 注意事項

- ・ 交付決定では、申請書に記載された補助申請額より減額される場合があります。
- ・ 書類がすべて揃わない限り審査を開始することができません。
- ・ 補助金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や申請書類の不正その他交付要件を満たさないことが発覚した場合、補助金の交付決定を取り消します。すでに補助金を交付している場合、補助金を返還していただきます。
- ・ 補助金交付前に区外転出した場合は交付対象外になります。
- ・ 申請は、一事業者一申請に限ります。
  - ※ 過去に本補助金の交付を受けた事業者は対象外となります。
- ・ 区の今後の施策に反映させるため、補助金の交付を受けた者に対して、補助金交付期間満了後に、事業の実施状況等について巡回調査等を依頼しますのでご協力をお願いします。

## 6. 問合せ先

港区産業振興課経営支援係「デジタル技術導入促進補助金」担当

電 話：03-6435-4620

受付時間：平日9：00～17：00（土・日、祝日は除く。）